

# 健康で快適にはたらせる職場づくりのための 自主点検票

労働安全衛生や健康づくりの取組状況をチェックして○×を記入し、確認してみましょう。

記入日： 令和 年 月 日

## 労働者50人未満の事業場の場合

裏面

| 健康の保持増進   | 実施義務○<br>努力義務△<br>望ましい事項★ | チェック | 問合せ<br>相談先                     |
|---|---------------------------|------|--------------------------------|
| 従業員に毎年、定期健康診断等を実施している   | ○                         |      | (健診の申込等<br>10、11)<br>8、9、12、6  |
| 有害業務に従事する従業員に、特殊健診を実施している   | ○                         |      |                                |
| 健診の結果を従業員に通知している  | ○                         |      |                                |
| 健診の結果、有所見者に対し、医師等から意見を聴いている   | ○                         |      | 8、9、6                          |
| 医師等からの意見を参考に作業の転換など、就業上の措置をとっている  | ○                         |      |                                |
| 健診結果で、再検査・要精密検査・要医療となった労働者に受診勧奨している   | △                         |      |                                |
| 健診結果に異常な所見がある従業員に、医師又は保健師による保健指導を実施している、または、したことがある                                     | △                         |      | 8、9、12<br>健診を受診した機関<br>(10、11) |
| 従業員の健康課題に応じて、従業員自らが健康の保持増進に努めるよう、健康教育（健康講話、情報提供等）や健康相談を実施している、または、したことがある               | △                         |      | 8、9<br>13、14、15                |
| 健診結果は、5年または一定期間保管している   | ○                         |      | 8、9、6                          |
| 長時間労働者への医師による面接指導を実施している  | ○                         |      |                                |
| ストレスチェック、高ストレス者への医師による面接指導を実施している   | △                         |      | 9、6                            |
| 従業員のメンタルヘルス対策に取り組んでいる（健康教育・情報提供等）   | ★                         |      | 8、9                            |
| <b>◆がん・たばこ対策</b>  |                           |      |                                |
| 屋内を禁煙にしている、または、基準を満たす喫煙専用室でのみ喫煙可としている   | ○                         |      | 15                             |
| 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン※」に従い従業員の受動喫煙を防止する措置を講じている<br><small>※令和元年7月1日 基発0701第1号</small> | △                         |      |                                |
| がん検診を従業員が受診しやすいような取組（受診の機会の提供、啓発・情報提供等）をしている  | ★                         |      | 12、13、14                       |
| がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮がん）を実施している  | ★                         |      | (検診実施機関<br>10、11)              |
| <b>◆職場の管理体制について</b>   |                           |      |                                |
| 安全や衛生に関する事について、従業員の意見を聴く機会を設けている  | ○                         |      | 8、9、6                          |
| 衛生推進者（該当する法定業種は安全衛生推進者）を選任している（従業員10人以上の場合）   | ○                         |      | 8、6                            |
| 従業員の作業環境管理、作業方法の改善、心身の疲労回復を図るため快適な職場環境整備を行っている  | △                         |      | 8、9、6                          |

## 労働者50人以上の事業場の場合

裏面

| 健康の保持増進   | 実施義務○<br>努力義務△<br>望ましい事項★ | チェック | 問合せ<br>相談先                   |
|---|---------------------------|------|------------------------------|
| 従業員に毎年、定期健康診断等を実施している   | ○                         |      | (健診の申込等<br>10、11)<br>9、12、6  |
| 有害業務に従事する従業員に、特殊健診を実施している   | ○                         |      |                              |
| 健診の結果を従業員に通知している  | ○                         |      |                              |
| 健診の結果、有所見者に対し、医師等から意見を聴いている   | ○                         |      | 9、6                          |
| 医師等からの意見を参考に作業の転換など、就業上の措置をとっている  | ○                         |      |                              |
| 健診結果で、再検査・要精密検査・要医療となった労働者に受診勧奨している   | △                         |      |                              |
| 健診結果に異常な所見がある従業員に、医師又は保健師による保健指導を実施している、または、したことがある                                     | △                         |      | 9、12<br>健診を受診した<br>機関(10、11) |
| 従業員の健康課題に応じて、従業員自らが健康の保持増進に努めるよう、健康教育（健康講話、情報提供等）や健康相談を実施している、または、したことがある               | △                         |      | 9<br>13、14、15                |
| 健診結果は、5年または一定期間保管している   | ○                         |      | 9、6                          |
| 高ストレス者、長時間労働者への医師による面接指導を実施している   | ○                         |      |                              |
| ストレスチェックを実施している   | ○                         |      | 9、6                          |
| <b>◆がん・たばこ対策</b>  |                           |      |                              |
| 屋内を禁煙にしている、または、基準を満たす喫煙専用室でのみ喫煙可としている   | ○                         |      | 15                           |
| 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン※」に従い従業員の受動喫煙を防止する措置を講じている<br><small>※令和元年7月1日 基発0701第1号</small> | △                         |      |                              |
| がん検診を従業員が受診しやすいような取組（受診の機会の提供、啓発・情報提供等）をしている  | ★                         |      | 12、13、14                     |
| がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮がん）を実施している  | ★                         |      | (検診実施機関<br>10、11)            |
| <b>◆職場の管理体制について</b>   |                           |      |                              |
| 衛生管理者を選任している（該当する法定業種は安全管理者も選任）   | ○                         |      | 9、6                          |
| 衛生委員会を設置し、月1回以上開催している（該当する法定業種等は安全委員会も設置）   | ○                         |      | 6                            |
| 従業員の作業環境管理、作業方法の改善、心身の疲労回復を図るため快適な職場環境整備を行っている  | △                         |      | 9、6                          |